



朝日町告示第18号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営経営体育成基盤整備事業（ほ場整備型）古黒部南部地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年3月24日

朝日町長 脇 四 計



1 大字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「舟川新」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
朝日町	古黒部	道上	2673から2677まで、 2717から2723まで、 2724の1、2732から2735まで、 2736の2、2737の2、2788の2、 2789、2790

上記の区域内にある町有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
朝日町	舟川新	舟川	487の1、488の1、489の1、 490の1、491の1、492の1、 500から504まで、505の1、 528の1、529の1、530から533まで、 534の2、540の2、541の2、 542の3、543、544、545の2、 550の3、551の2、552、553の1

上記の区域内にある町有地の全部を含む。